

## 茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 青木 じゅん子 ）

### 1. 国連「障害者権利条約」について

#### 1-①

- ①茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

2016年4月に法律が施行され、合理的配慮が義務付けられたが、実効性のあるものにするためには条例の制定が有効である。行政機関が先導し、自治体内外の公・民の組織に働きかけていくこと、ハード・ソフト両面の点検や見直しを行っていくこと、模範となって市民に態度で示して行くことなど、条例を制定することで取り組みは前進すると考える。

#### 1-②

- ①茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

2015年9月議会において「手話言語法」制定を求める意見書が採択された。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、音声の聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定することを要望するもの。我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」では、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知されている。この状況を重視し、条例の制定を検討すべきと考える。

## 2. 茨木市役所での障害者雇用について

- ①茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

スマイルオフィスにおける就労支援、清掃業務、各部署における雇用等、一定行われているが、市内障害者施設や障害者団体と市内や近隣事業所間の断続的な取り組みが必要ではないか。障害種別や特性、要望にあった雇用を生み出すために、相互間の交流を実施し、理解を深める中で、マッチングを行っていく必要があると思う。

## 3. 65歳問題について

- ①機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

加齢により障害を引き起こす事例も多いと考えるが、一人ひとりの状態を掌握しながら、ケースに応じたサービスを提供することが重要。

#### 4. 障害のある人の地域生活について

##### 4-①

- ①茨本市としても24時間介護が必要である。
2. 茨本市として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

##### その理由

単身者、あるいは高齢者家族等、24時間介護が必要な障害者が地域で暮らすため、必要なサービスを提供すべきと考える。実際には対応できる事業所が少ないという実態があり、グループホームなどの需要が増えてくるのではないかと。

##### 4-②

- ①ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他

[ ]

##### その理由

私も一昨年、知的ガイドヘルパー養成講座を受講し、実習も体験した。現在は市主催でも定期的に募集をしており、障害者ガイドヘルパーについて少しずつ認知されるようになってきたと感じている。さらに多くの障害者の外出を支援するボランティア養成等を行っていくべきと考える。

## 5. 医療について

### 5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

入院時のヘルパー利用は検討すべき。市民総合病院については、その重要性は認識しているが、まず市内診療所や病院の総合力を集結出来ないかと考えている。障害者医療に関わらず、医療体制の充実は本市の必須課題でもある。医師会や市内の医療機関が時間外等においても、輪番制等により、市民の健康を守る不断の努力をすべきだと考えている。

### 5-②同行援護について

院内での同行支援についても、制度の在り方を検討すべきと考えている。

## 6. 市民会館について

市民会館については、来年度中には建設の方向性を決定するように要望しているところである。中心市街地の計画と並行して検討しているが、これまでの蓄積された研究・現状把握・市民ニーズなどの材料を集約し、まずは市民に構想を提示すべきと考える。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム（IDF）